

○経済産業省告示第八十七号  
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同  
号の事業者を次のように指定する。  
平成二十二年四月八日  
経済産業大臣 直嶋 正行

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に對して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4993	株式会社東北鉄骨	福島県いわき市泉町本合字作百二十三番地	平成二十二年二月八日から平成二十三年二月七日まで
4994	株式会社キンカ堂	東京都豊島区南池袋三丁目十一番八号	平成二十二年二月二十二日から平成二十三年二月二十一日まで
4995	株式会社岐阜加工 パニヤ製作所	岐阜県岐阜市高野町七丁目十六番地	平成二十二年二月十五日から平成二十三年二月十四日まで
4996	オーエス工機株式会社	愛知県西尾市西浅井町尾ヶ山五番地九十八	平成二十二年一月七日から平成二十三年一月六日まで

○国土交通省告示第三百二十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六條の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二條の四の規定に基づき、航空法第九十六條の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。  
平成二十二年四月八日  
国土交通大臣 前原 誠司

別表第一 松本情報圏の項中「6番」を「8番30分」に改める。  
別表第二 KK3-1の項及びKK3-2の項中「9番」を「8番30分」に改める。  
附則  
この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百三十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三條第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する業務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。  
平成二十二年四月八日  
国土交通大臣 前原 誠司

表松本空港出張所の項中「9番」を「8番30分」に改める。  
附則  
この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百三十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八條の三の二の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録した  
ので、同規則第十八條の三の十六第一号の規定により、公示する。  
平成二十二年四月八日  
国土交通大臣 前原 誠司

- (一) 登録年月日 平成二十二年三月二十五日
- (二) 登録番号 26

- (三) 氏名又は名称 社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
- (四) 住所 東京都港区芝公園三丁目5番8号
- (五) 法人である場合の代表者の氏名 神宮 晃
- (六) 講習事務を行う事務所の所在地 東京都港区芝公園三丁目5番8号
- (七) 登録基幹技能者講習の種類 登録冷凍空調基幹技能者

- (一) 登録年月日 平成二十二年三月二十五日
- (二) 登録番号 27
- (三) 氏名又は名称 一般社団法人日本運動施設建設業協会
- (四) 住所 東京都千代田区岩本町二丁目4番7号小林ビル4階
- (五) 法人である場合の代表者の氏名 坂内善次郎
- (六) 講習事務を行う事務所の所在地 東京都千代田区岩本町二丁目4番7号小林ビル4階
- (七) 登録基幹技能者講習の種類 登録運動施設基幹技能者

○国土交通省告示第三百三十二号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八條の三の七の規定により、同規則第十八條の三の四第二項第二号及び同項第三号に掲げる事項の変更の届出があつたので、同規則第十八條の三の十六第二号の規定により、公示する。  
平成二十二年四月八日  
国土交通大臣 前原 誠司

- (一) 登録番号 2
- (二) 登録基幹技能者講習実施機関の名称 社団法人日本橋梁建設協会
- (三) 変更後の住所 東京都港区西新橋一丁目6番11号
- (四) 変更後の登録基幹技能者講習事務を行う事務所の所在地 東京都港区西新橋一丁目6番11号
- (五) 変更年月日 平成二十二年二月一日

○海上保安庁告示第九十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六條の規定により、次のように告示する。  
平成二十二年四月八日

- 名称 海上保安庁長官 鈴木 久泰
- 位置 鞍掛鼻灯台
- 所在地 香川県香川郡直島町（井島鞍掛鼻）
- 北緯 三四一・二八一・四七
- 東経 一三四一・〇一一・五
- 変更した事項 九、一〇〇カンデラ
- 光達距離 一四・〇海里
- 変更年月日 平成二十二年二月十八日

- 名称 北浦港宮野浦東防波堤灯台
- 位置 宮城県北浦港（宮野浦東防波堤外端）
- 北緯 三二一・四一・四二
- 東経 一三一・五〇・〇三
- 変更した事項 群閃赤光 毎八秒に二閃光 実効光度二六カンデラ
- 光達距離 三・五海里
- 高 さ 地上から構造物の頂部まで八・六メートル 平均水面上から灯火まで一・二メートル
- 変更年月日 平成二十二年二月十八日

○海上保安庁告示第九十七号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六條の規定により、次のように告示する。  
平成二十二年四月八日

- 名称 海上保安庁長官 鈴木 久泰
- 位置 磯津港南防波堤灯台
- 所在地 三重県四日市港第二区（磯津港南防波堤外端）
- 北緯 三四一・五五・三〇
- 東経 一三六・一三八・五二
- 変更した事項 三重県四日市港第二区（磯津港南防波堤外端）
- 高 さ 地上から構造物の頂部まで九・六メートル 平均水面上から灯火まで一・五メートル
- 変更年月日 平成二十二年二月十九日

- 名称 米埼灯台
- 位置 岡山県岡山市（米埼）
- 北緯 三四一・三四・三六
- 東経 一三四一・〇二・四八
- 変更した事項 九、一〇〇カンデラ
- 光達距離 一四・〇海里
- 変更年月日 平成二十二年二月十九日